

国立研究開発法人物質・材料研究機構 制文規程

平成13年4月2日
13規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における規程等の区分、制定、改廃、その他規程に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「規程等」とは、機構の業務に関する基準を成文化し、この規程に定める手続きにより、理事長が制定したものをいう。

(規程等の区分)

第3条 規程等は、次のとおり区分する。

- (1) 規程 機構の就業、組織等業務に関する基本的基準を条文形式で定めたもの
- (2) 規則 機構の業務に関するその他の基準を条文形式で定めたもの
- (3) 細則 規程及び規則を実施するための手続き又はその補足的事項を規程及び規則の委任に基づき、条文形式で定めたもの
- (4) 達 規程、規則、細則以外の理事長の命令又は示達

(制定、改廃)

第4条 規程等の制定及び改廃に関する立案責任者は、当該規程等にかかる業務を所管する室長とする。

- 2 立案責任者は、規程等の原案を法務・コンプライアンス室長に提出する。
- 3 法務・コンプライアンス室長は、提出された原案について、所要の調整を行ったうえ、制定又は改廃の手続きをとる。

(登録番号)

第5条 規程等には、登録番号、制定年月日及び施行年月日を付するものとする。

- 2 規程等の登録番号は、次に掲げる各記号を使用するものとし、号数は暦年をもって更新する。
 - (1) 規程 2023規程第1号
 - (2) 規則 2023規則第1号
 - (3) 細則 2023細則第1号
 - (4) 達 2023達第1号

(施行及び適用)

第6条 規程等は、規程等で定めた期日から施行し、原則として施行期日から適用する。ただし、特別の事由のある場合は、施行期日前に溯って適用することができる。

(効力の消滅)

第7条 規程等を廃止する場合は、当該規程等の区分をもって行う。

(管理)

第8条 規程等の管理は主管室が行う。

(規程等の周知)

第9条 主管室は、規程等の制定及び改廃のつど、掲示又は配布により関係者に周知させる。

(原本の保管)

第10条 規程等原本は、主管室長が保管する。

(登録)

第11条 規程等は、主管室の台帳に、次の事項を記入して登録する。

- (1) 登録番号
- (2) 規程等の名称
- (3) 制定、施行及び改廃年月日
- (4) 前各号のほか、必要な事項

(規程集)

第12条 規程集は、主管室長が編集し、構内ホームページに掲載する。

- 2 規程集は、主管室において、随時、構内ホームページを更新することにより常に現行のものとしておかなければならない。

(主管室)

第13条 主管室は、法務・コンプライアンス室とする。

附 則

この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月28日 18規程第26号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月27日 23規程第23号)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月24日 27規程第14号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日 28規程第15号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日 30規程第53号)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第19号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日 2025規程第25号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。